

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を改刻しその使用を開始する件 一〇三
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一〇三
 - 森林病害虫防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 一〇三
 - 保安林の指定を解除する予定である件 一〇三
 - 道路の供用を開始する件 一〇三
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一〇三
- 公 告**
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一〇三

告 示

福島県告示第百二十九号

公印を次のように改刻し、平成三十一年三月一日その使用を開始する。
平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
	福島県部長印		

15の2

福島県部長印	福島県部長印
	
総務部文書管財総室文 書法務課長	

（文書法務課）

福島県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、熱海地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十一年二月二十七日から
同 年三月十八日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
郡山市役所及び本宮市役所

（農村計画課）

福島県告示第百三十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 区域及び期間
1 区域 福島県一円

2 期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合）にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見ても、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市平下神谷字釜ノ台二七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「一次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十一年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字三御堂九 六番九地先から 同 市富久山町久保田字水神山三 九番二地先まで	平成三十二年二月二六日

（道路計画課）

福島県告示第百三十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月十八日次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

齋藤 幸子 福島市南向台二丁目三番一〇号

平成三十二年二月一八日から
平成三十五年九月三〇日まで

売りさばき所の名称
及び所在地
スタジオアップル
福島市皆根田町一番
一八号 ダイユーエ
イトMAX福島二F
（出納総務課）

公 告

公告第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、矢吹町から県南都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成31年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月29日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（平成31年9月まで月額3,500円。平成31年10月以降月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

Ⓜ

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。